関する手続において用いる識別符号の付与等に関する規則（令和八年最高裁判所規則第十四号。以下「識別符号規則」という。）第一条第三項若しくは第四項又は第二条第二項の規定により付与された識別符号をいう。以下同じ。）を併せて届け出なければならない。

（送達すべき電磁的記録に記録されている事項の閲覧の方法・法第五十四条）

第六十三条の五　準用民事訴訟法第百九条の三第一項第一号の最高裁判所規則で定める方法は、送達を受けるべき者により、第六十五条の五第二項に規定する電子情報処理組織を使用して裁判所の使用に係る電子計算機に入力された符号が当該者に係る識別符号及び暗証符号（識別符号規則第一条第三項又は第二条第二項の規定により識別符号を付与された者にあつては識別符号規則第三条第一項の規定により届け出た暗証符号（同条第二項の規定により暗証符号を変更したときは、その変更後のもの）及び同条第五項の規定により付与された暗証符号があるときは、当該暗証符号、識別符号規則第一条第四項の規定により識別記号を付与された者にあつては識別符号規則第三条第三項の暗証符号（同条第四項の規定により暗証符号を変更したときは、その変更後のもの）及び同条第六項の規定により付与された暗証符号をいう。以下同じ。）であることが確認されたときに、送達すべき電磁的記録に記録されている事項を当該者の使用に係る電子計算機の映像面に表示する方法とする。

（検察官に対する送達・法第五十四条）

第六十四条　検察官に対する送達は、書類若しくは電磁的記録を記録した記録媒体若しくは当該電磁的記録に記録されている事項を印刷した書面を検察庁に送付し、又は当該電磁的記録を裁判所の使用に係る電子計算機から電気通信回線を通じて検察庁の使用に係る電子計算機に送信する方法によりしなければならない。

（刑事施設の長にする送達・法第五十四条）

第六十四条の二　準用民事訴訟法第九十九条第三項の刑事施設の長にする電磁的記録の送達は、当該電磁的記録を当該刑事施設の長に送付することによつてもすることができる。

2　前条の規定は、前項の規定による電磁的記録の送付について準用する。

（交付送達・法第五十四条）

第六十五条　裁判所書記官が本人に送達すべき書類又は送達すべき電磁的記録に記録されている事項を印刷した書面を交付したときは、その送達があつたものとみなす。

第六章の二　電子情報処理組織による申立て等

（電子情報処理組織による申立て等）

第六十五条の二　申立て等（法第五十四条の二第一項に規定する申立て等をいう。以下同じ。）であつて、当該申立て等に関するこの規則の規定により書面をもつてするものとされているものについては、当該規定にかかわらず、次条の定めるところにより第六十五条の五第一項に規定する電子情報処理組織を使用して当該書面に記載すべき事項をファイルに記録する方法又は当該事項を記録した記録媒体を裁判所若しくは裁判長若しくは裁判官に提出する方法によりすることができる。

2　前項の方法によりされた申立て等については、当該申立て等を書面をもつてするものとして規定したこの規則の規定に規定する書面をもつてされたものとみなして、この規則その他の当該申立て等に関する法令の規定を適用する。ただし、当該法令に特別の定めがあるときは、この限りでない。

［新設］

（検察官に対する送達・法第五十四条）

第六十四条　検察官に対する送達は、書類を検察庁に送付してこれをしなければならない。

［新設］

（交付送達・法第五十四条）

第六十五条　裁判所書記官が本人に送達すべき書類を交付したときは、その送達があつたものとみなす。

［新設］